

# 入札説明書

## 件 名

### 大気汚染常時監視テレメータシステム構築 ・運用保守業務

- 入札説明書本文
- 添付図書
  - ・ 別添 1 委託契約書（案）
  - ・ 別添 2 仕様書（第 1 章 調達仕様）
  - ・ 別添 3 仕様書（第 2 章 システム構築）
  - ・ 別添 4 仕様書（第 3 章 運用保守）
  - ・ 別添 5 仕様書（別紙 1 システム機能要件定義表）
  - ・ 別添 6 仕様書（別紙 2 入出力要件表）
  - ・ 別添 7 仕様書（別紙 3 外部インターフェース要件一覧表）
  - ・ 別添 8 仕様書（別紙 4 外部連携先一覧表）
  - ・ 別添 9 仕様書（別紙 5 調達物品一覧表）
  - ・ 別添 10 仕様書（別紙 6 測定局一覧表）
  - ・ 別添 11 入札（契約）保証金について
  - ・ 様式 1 入札参加資格申請書
  - ・ 様式 2 受注実績表
  - ・ 様式 3 入札書
  - ・ 様式 4 委任状
  - ・ 様式 5 見積書
  - ・ 様式 6 電子契約同意書兼メールアドレス確認書
  - ・ 様式 7 入札（契約）保証金免除申請書

愛媛県

## 入札説明書

この入札説明書は、平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年愛媛県規則第 69 号。以下「特例規則」という。）及び本件業務委託に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

大気汚染常時監視テレメータシステム構築・運用保守業務の委託

#### (2) 委託業務名及び数量

大気汚染常時監視テレメータシステム構築・運用保守業務 一式

#### (3) 委託業務の内容等

別添 2～10「大気汚染常時監視テレメータシステム更新・運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 14 年 2 月 29 日（日）まで

##### 【内訳】

- ・構築業務 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日（日）
- ・運用保守業務 令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 14 年 2 月 29 日（日）

#### (5) 入札方法

入札金額は、委託に係る費用の総額とする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（加算して得られた金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 過去に、国又は地方公共団体等と種類及び規模が同様の契約の実績があること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格申請書（様式1。以下「参加申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果は、参加申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、入札までに「入札参加資格決定通知書」により通知する。
- (3) 参加申請書の受付
  - ア 受付期間  
令和8年6月12日（金）から令和8年7月10日（金）午後5時15分まで
  - イ 受付場所  
愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課大気・水環境グループ  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
電話 089-912-2347  
メールアドレス kankyou@pref. ehime. lg. jp
- (4) 競争入札参加資格を有しない者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。  
競争入札参加資格審査申請書の提出先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
電話 089-941-2111 内線 2156
- (5) その他
  - ア 参加申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された参加申請書は、返却しない。
  - ウ 参加申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 4 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、3（3）イに掲げる機関に所属する者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式3による入札書を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ア 委託業務名
  - イ 入札金額（システム構築、運用保守業務を含む委託費用の総額とする。）
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記

載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務の本体価格を見積るものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 5 開札

### (1) 開札の日時及び場所

令和8年7月23日(木) 午後1時30分

愛媛県庁第二別館5階 会議室

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格決定通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状(様式4)を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。入札回数3回で落札しない場合は、2回を限度として見積に移行するものとする。

## 6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書

- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額のない入札書
- (4) 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない又は入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 本人が入札する場合は入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書、代理人が入札する場合は入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 委託業務等の名称に重大な誤りがある入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (11) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。  
 ついては、次の事項に留意すること。
  - ア 調査基準価格が設定されていること。
  - イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
  - ウ 入札価格が調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る入札を行った者（以下「低価格入札者」という）は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (2) 低価格入札者に対して、低入札価格調査を行うため、次の書面及びその他県が必要と認める書面の提出を求めるものとする。なお、開札の日の翌日から起算して 5 日以内（土日、祝日は含まない。）までに当該書面の提出がなされない場合は、当該入札者が行った入札は失格とするので留意すること。
  - ア 低価格で実施できる理由
  - イ 入札価格の積算が分かる見積内訳書
  - ウ 労務者の具体的供給の見通し（確保・配置計画）
  - エ 機械器具等資機材の確保の見通し
  - オ 過去に受託した業務委託及び契約履行実績の状況

カ 調査資料に対する問い合わせ先

キ 緊急時の連絡体制

ク 経営状況(貸借対照表及び損益計算書等)

ケ 信用状態(業務に関する法律、条例等の違反の有無、賃金不払の状況等)

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、協定、会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

## 8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール(kanky@pref.ehime.lg.jp)にて電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式6)を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (4) 契約書の作成に必要な入札価格の積算が分かる見積内訳書を提出すること。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添1「委託契約書(案)」のとおり

## 10 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金免除申請書(様式7)を提出し、入札保証金免除決定通知書により免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添11「入札(契約)保証金について」参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

(3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

#### 1.1 契約保証金

(1) 契約保証金は契約金額の10分の1の額とする。ただし、契約保証金免除申請書（様式7）を提出し、契約保証金免除決定通知書により免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添11「入札（契約）保証金について」参照）

(2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては会計規則の規定による。

#### 1.2 その他の事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件の入札契約手続きに関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

(2) 本件の入札契約手続きに関しての照会先は、3(3)イに掲げるとおり。

(3) 入札関係書類の押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第138条第1項ただし書き及び同規則第188条第2項の規定によるものとする。